【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年2月16日提出

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 楠本 靖三

【電話番号】 03-5293-1500

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】 (1年決算型)

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 5,000億円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.24%(税抜3.00%)が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成28年 2月17日から平成28年 8月16日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号: 03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス:http://www.schroders.co.jp/

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が 行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれま す。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

日本以外の地域における発行 該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、主としてシュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨建て)マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信 • 追加型投信	投资対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型投信	0.000 0000	债 券
	海外	不動產投信
追加型投信	345a8 100.00	その他資産
	内外	()
		資產複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

決算頻度	投资対象地域	投資形態	為替ヘッジ
年1回	グローバル		
年2回	日本		
年4回	北米		NC-9974-1-0
		ファミリーファンド	あり
年 6 回 (隔月)	欧州		()
	アジア		
年 12 回			
(毎月)	オセアニア		
日々	中南米		_
250000000	Carrolla Villa	FC 04 (PC 0 4 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	なし
200	アフリカ	ファンズ	
()	of control of the control of		
	343000000000000		
	(中東)		
	エマージング		
	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 同) 年 12 回 (毎 月) 日 々 そ の 他	年 2 回 日本 年 4 回 北米 年 5 回 (瞬月) 年 12 回 (毎月) オセアニア 中 南 米 そ の他 (中東)	年1回 グローバル 年2回 日本 年4回 北米 7アミリーファンド 欧州 アジア 年12回 (毎月) オセアニア 日々 中南米 アフリカ ファンド・オブ・ファンズ 中近東 (中東)

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産

(その他資産(投資信託証券(債券 公債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (債券)とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
 - (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2.投資対象地域による区分

- (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート): 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

う。

その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの をいう。

格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいう。

北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の

記載があるものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7.特殊型

ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- ●JP モルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの 構成国の現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とします。
- ●投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。また、為替運用を行うことがあります。
- ●実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。ただし、現地通貨建て資産については、 米ドルに対して為替ヘッジを行うことがあります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ●運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。



ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型))とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド(シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、債券等に直接投資することがあります。



運用プロセス

- ●マザーファンドの運用を行うシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの 運用担当チームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成され、グローバルに展開するシュローダー・ グループのリサーチ体制を活用し運用にあたります。
- ●全プロセスを通して、アイディアの共有を目的とした定期的なミーティングやスタッフ相互のコミュニケーションが図られており、これによって一つのプロセスとして統合されています。



2015年11月末現在

※上記はマザーファンドの運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの運用体制です。

※上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

主な投資制限

- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ・同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時(原則11月15日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、利子・配当収入等を中心に 分配することを基本とします。



- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※基準価額水準・市況動向等によっては分配を行わない場合があります。

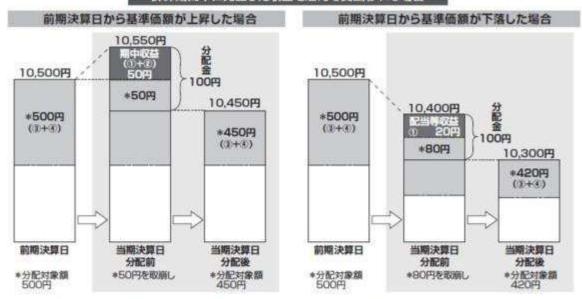
収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

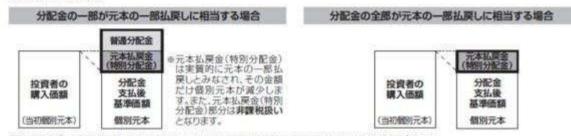


●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- 分配準備積立金: 期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に 組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。
- 収益調整金:新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まる ことのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

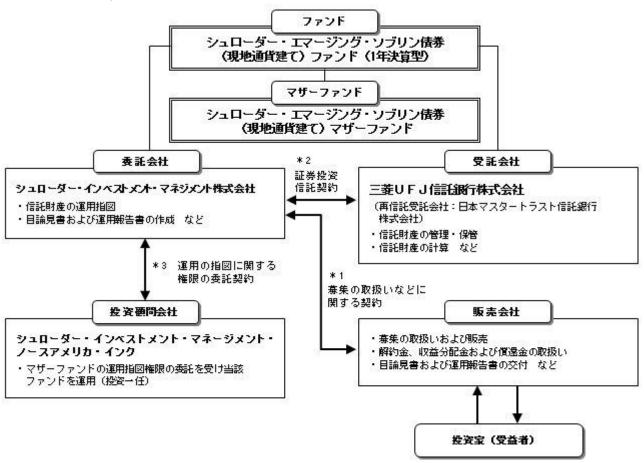
(2)【ファンドの沿革】

平成19年4月27日

・信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- *1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- *2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- *3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況(平成27年11月末現在)

1)資本金 490百万円

2)沿革

昭和60年12月10日 :株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 : シュローダー投信株式会社設立

平成9年4月1日 :シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・

マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年4月3日 :シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成24年6月29日 : シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナ ショナル・ファイナンス・ ビー・ヴィー	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウィンスキーラーン	9,800株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に運用を行うことを基本とします。

投資にあたっては、JP モルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの構成国の現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。

実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

債券等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントとします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)>

シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド(以下「マザーファンド」 といいます。)受益証券を主要対象とします。なお、市況動向等によっては、公社債等に直接投資することもあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ)有価証券
 - 口)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条、第25条および第25条の2に定めるものに限ります。)
 - 八)約束手形
 - 二) 金銭債権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ)為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6)特定目的会社に係わる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第 1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新

株予約権証券

- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)
- 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22)外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)の証券の性質を有するもの、および14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図する ことができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、 委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入を行うことができます。

<シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド>

JP モルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの構成国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ)有価証券
 - 口)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第23条の2に定めるものに限ります。)
 - ハ)約束手形
 - 二) 金銭債権

2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者(約款第17条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、約款第16条、第18条から第26条まで、第28条、第33条から第35条までについて同じ。)は、信託金を、主として次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6)特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第 1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)
- 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22)外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、および14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形

- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	JP モルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの構成国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。
投資方針	主として新興国債券市場における現地通貨建ての国債等に投資を行い、長期的な信託財産の成長を目的に運用を行うことを基本とします。 投資にあたっては、JP モルガン・ガバメント・ボンド指数エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの構成国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。また、為替運用を行うことがあります。 外貨建て資産については、対円での為替ヘッジは行いません。ただし、現地通貨建て資産については、米ドルに対して為替ヘッジを行うことがあります。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の 純資産総額の10%以下とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信 託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3)【運用体制】

運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(外国債券運用担当)が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」(社内規則)に則り、以下の体制(委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。)で臨みます。

[当社]

[シュローダー・グループ各海外拠点の運用チーム]

(日本都除く)

国内株式運用*1

国内债券運用*2

外国株式運用*3

外国债券運用*4

マルチアセット運用*5

オルタナティブ運用*6

株式各運用チーム

グローバル株式 エマージング株式 アジア(除く日本)株式 欧州株式 米国株式 計量株式運用 他

企業リサーチ

債券各運用チーム

グローバル債券 米国債券 欧州債券 アジア債券

新興国債券ベンチマーク型

転換社債

保険リンク証券 他

経済分析

クレジットリサーチ

マルチアセット各運用チーム

マルチアセット運用ポートフォリオ・ソリューションの他

オルタナティブ各運用チーム

新興国債券絶対収益型 コモディティー 不動産 ヘッジファンド 他

- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の 運用指図 *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、マニュライフ・アセット・マネジメント株式
- 会社)、国内投資信託の運用指図
 *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、 国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社及びフィッシュ・アセット・マネジメント社)、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するた

め、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を 定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確 認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(毎年11 月15 日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日)に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1)分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2)分配金額は、1)の範囲内で、委託者が決定するものとし、利子・配当収入等を中心に分配することを基本とします。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わない場合があります。
- 3)留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行い ます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース(一般コース)>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- <シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)>
 - 1)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - 2)株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - 3)投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 4)同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の10%以下とします。
 - 5)投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の 範囲内で、金融商品取引所に上場(上場予定も含みます。)されている株式の発行会社の発行するも の、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。 ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券に

ついては、この限りではありません。

6)信用取引の指図範囲

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券

7) 先物取引等の運用指図

- イ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号号では掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号目に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八に掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ)
- 口)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における 通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の 取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること ができます。
- 八)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならび に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらな いで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこ れらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

8) スワップ取引の運用指図

- イ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 口)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
 - イ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - 口)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実 勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
 - 二)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供ある いは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ)9)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取

り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- へ)9)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下9)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下9)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト) 9) において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で 反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- 10)クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。

- 11)有価証券の貸付けの指図および範囲
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - 口)イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当 する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ)委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。
- 12)公社債の空売りの指図および範囲
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ)イ)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と します。
 - 八)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一 部を決済するための指図をするものとします。
- 13)公社債の借入れの指図および範囲
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の 指図を行うものとします。
 - 口)イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 八)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた 公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二)イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。

- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - 口)イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - 八)口)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

16) 資金の借入

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができるものとします。
- 口)委託者はイ)の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ハ)委託者はイ)に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
- 二)イ)に定める資金借入れ額は、次にあげる範囲内の額とします。
 - 1.信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - 2.かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。
 - 3. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。
- ホ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の 売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
- へ)収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ト)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 17) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- 18) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- <シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド>
 - 1)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - 2) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
 - 3)外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
 - 4)株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - 5)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 6)同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
 - 7)投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の 範囲内で、金融商品取引所に上場(上場予定も含みます。)されている株式の発行会社の発行するも の、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。 ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券に

ついては、この限りではありません。

8)信用取引の指図範囲

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券

9) 先物取引等の運用指図

- イ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号号では掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号目に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号別に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
- 口)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における 通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の 取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること ができます。
- 八)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

10) スワップ取引の運用指図

- イ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 口)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 口)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実 勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 二)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供ある いは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ)11)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取

り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- へ)11)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下11)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下11)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト)11)において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で 反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- 12) クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。

- 13)有価証券の貸付けの指図および範囲
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - 口)イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当 する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ)委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。

14)公社債の空売りの指図および範囲

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 口)イ)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と します。
- 八)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一 部を決済するための指図をするものとします。

15)公社債の借入れの指図および範囲

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の 指図を行うものとします。
- 口)イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 八)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた 公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二)イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

16)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 17) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - 口)イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - 八)口)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 18) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権 の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

- ・当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額 は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

価格変動リスク

1)組入債券の価格変動リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う債券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等によって異なります。)。組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

2)信用リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う債券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

外国証券への投資に伴うリスク

1) 為替変動リスク

ファンドが主として投資を行うマザーファンドでは、新興国の現地通貨建て債券を主要投資対象としますので、為替変動リスクが伴います。マザーファンドが保有する外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大

幅に変動することがあります。なお、マザーファンドは、対円での為替ヘッジは行いませんが、 現地通貨建ての資産について、米ドルに対して為替ヘッジを行うことがあります。また、ヘッジ 目的に限らず為替運用を行う場合があります。

ファンドが保有する実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いませんので、当該外貨の為替レートが円高の方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

2)カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が 困難となる場合があります。

なお、ファンドおよびマザーファンドが投資する新興国の債券投資には以下のようなリスクがあります。

イ)格付に関する留意点

新興国の債券は、格付がより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。また、発行国の信用力等の変化、あるいは発行体の業績や財務内容等の変化による格付の変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。

口)経済状況および政治的・社会的な変化に伴うリスク

新興国においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に大きくなる傾向があると考えられ、また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。

八)流動性、制度、インフラストラクチャーに係るリスク

一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度(証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であると考えられ、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、元利金支払いの不履行および遅延等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれます。また、市況動向や取引量等の状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

二)企業会計や情報の開示等に係るリスク

新興国においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

< その他の留意事項 >

換金に関する制限

- 1)信託期間中のロンドン証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日(詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合せください。)には、換金の申込みを受付けません。
- 2)信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。

ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因とな

ります。

収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行いますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。

信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの買付、換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付けを取り消すことがあります。

投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。 運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行う(ファンドの信託期間は原則として無期限)ために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においてもファンドの運用方針が変更されるものではありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

(2)リスク管理体制

ファンドの運用リスク管理

ポートフォリオ構築プロセスでは、デュレーション寄与(CTD=Contribution-to-Duration)がリスク管理の上で最も重要な指標となります。同指標により債券ポートフォリオのリスク・エクスポージャーを通貨別、イールドカーブ上の年限別、セクター別に分解し、推定トラッキングエラーの把握を行います。これらの分析結果は戦略上のリスクバジェット配分の決定に活用されます。ポートフォリオ全体のリスクは分散投資を行うことで軽減されます。

内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的に チェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアン ス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務

諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

*グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) とは、IPC (Investment Performance Council) が所管す るパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するた めの基準)をいいます。

上記体制は平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

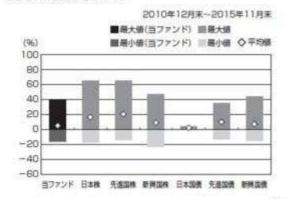
参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの概落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較でき るように作成したものです。





- 分配金周投資番準価額は、契引的の分配金を再投資したものとみなして 計算したものです。2010年12月末を10,000として指数化しております。
- 年間機算率は、2010年12月から2015年11月の5年間の各月末におけ る1年間の養信率を表示したものです。

当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 最大語 45 34.9 38.0 65.0 65.7 47.4 43.7 136 A 15.0 平均艙 5.2 16.4 20.6 9.1 23 7.2

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません
- *2010年12月から2015年11月の5年間の各月末における1年間の騰客率の最大値・能小 値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- ・当ファンドは分配金両投資基準機額の養著率です。

の分配金両投資基準価額は、税引的の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準値額と異なる場合があります。

当費履クラスの折数

・ジング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

先進監備 - シティ世界関係インアックス(除く日本-円ペース) 新興業債 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マ-(注) 海外の指数は、発酵ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの魔薬率の比較に用いた拍数について

ータソースが提供する各指数をもとに株式会社野村政会研究所が計算しており、その内容について、処悪性、正確性、完全性、最新性、期間性、遺跡性を 2起を行いません。また、当訓練落率に精度して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の結婚に 含む一切の保証を行いません。また ついて、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上導している国内普通株式全路県を対象として異出した指数で、配当を考慮したものです。なお、 TDPIXに関する著作権。知的財産権その他一切の権利は東京証券限を所に帰贈します。

MSCI-KOKUSA: インデックス(配当込み、円ベース) MSCI-KOKUSA: インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先派国の株式を対象として専出した拒数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の前興菌の株式を対象として算由した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI図像 NOMURA-BPI図像は、軽料業券核式会社が発表している日本の図像市場の動向を的確に差すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI図像 に至する要作権、受得権、如何対象権その他一切の権利は、軽利流券核式会社に帰属します。

シティ世界国情インデックス(旅く日本、円ベース) シティ世界関情インデックス(旅く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した。日本を除く世界主要国の国情の総合収益率を否示等の時間総算で加養 甲助した指数です。なお、シティ世界関情インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(内ベース) JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(内ベース)は、JP、Morgan Securities LLCが輩出。 公会している、新興国が発行する密地通貨建て関係を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、抑的財産権その他一切の権利は、JP、Morgan Securities LLCに帰属します。

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、団京的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の前数やいかなる有価証券、金数務品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の内容の定式を付けるいでもありません。 要を行う意識は無く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお 問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%(税抜3.00%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得 た額とします。
- ・ < 分配金再投資コース (自動けいぞく投資コース) > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価 です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。 「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り 入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.5984%(税抜1.4800%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用(信託報酬)の配分
委 託 会 社	年率0.7000% (税抜)
販売会社	年率0.7000% (税抜)
受託会社	年率0.0800% (税抜)

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬が含まれております。

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用判断、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表、運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	ファンドの財産保管・管理、委託会社からの指図の実行等

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末(当該日が休業日の場合は翌営業日)または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当

額

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額 その他の諸費用。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- 1)監查費用
- 2)法律顧問・税務顧問への報酬および費用
- 3)目論見書の作成・印刷・交付費用
- 4)有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
- 5)信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6)運用報告書の作成・印刷・交付費用
- 7)公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8)投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9)この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- 10)格付の取得に要する費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.050%)相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.054%(税抜0.050%)を上限としてこれを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。 係る諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末 (当該日が休業日の場合は翌営業日)または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

(4)その他の手数料等のうち、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適 用対象です。

個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益) については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

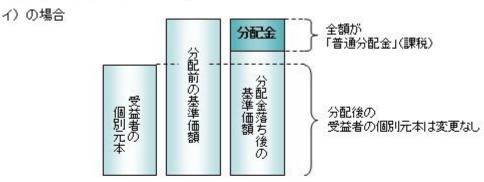
個別元本

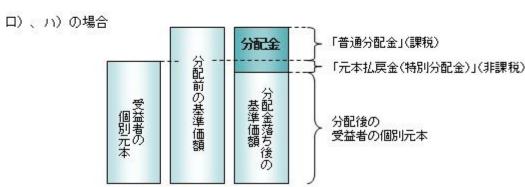
- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>





米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関(以下「FFI」という。)が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁(以下「内国歳入庁」という。)に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI(以下「NPFFI」という。)に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

上記は平成27年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)】

以下の運用状況は2015年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	52,648,502	100.07
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		35,532	0.07
合計 (純資産総額)		52,612,970	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		シュローダー・エマージング・ソブ リン債券 (現地通貨建て) マザー ファンド	42,675,288	1.2310	52,533,280	1.2337	52,648,502	100.07

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合 計	100.07

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
נית מא		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2007年11月15日)	1,847	1,847	1.0095	1.0095
第2計算期間末	(2008年11月17日)	218	218	0.7094	0.7094
第3計算期間末	(2009年11月16日)	262	262	0.9114	0.9114
第4計算期間末	(2010年11月15日)	237	237	0.9578	0.9578
第5計算期間末	(2011年11月15日)	155	155	0.8799	0.8799
第6計算期間末	(2012年11月15日)	147	147	0.9827	0.9827
第7計算期間末	(2013年11月15日)	106	106	1.1342	1.1342
第8計算期間末	(2014年11月17日)	85	85	1.2730	1.2730
第9計算期間末	(2015年11月16日)	57	57	1.0987	1.0987
	2014年11月末日	84		1.3127	
	12月末日	78		1.2521	
	2015年 1月末日	73		1.2552	
	2月末日	71		1.2296	
	3月末日	68		1.2050	
	4月末日	69		1.2276	
	5月末日	69		1.2344	
	6月末日	68		1.2050	
	7月末日	64		1.1860	
	8月末日	57		1.1031	
	9月末日	54		1.0432	
	10月末日	57		1.0998	
	11月末日	52		1.1007	

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2007年 4月27日~2007年11月15日	0.0000
第2期	2007年11月16日~2008年11月17日	0.0000
第3期	2008年11月18日~2009年11月16日	0.0000
第4期	2009年11月17日~2010年11月15日	0.0000
第5期	2010年11月16日~2011年11月15日	0.0000
第6期	2011年11月16日~2012年11月15日	0.0000
第7期	2012年11月16日~2013年11月15日	0.0000
第8期	2013年11月16日~2014年11月17日	0.0000
第9期	2014年11月18日~2015年11月16日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2007年 4月27日~2007年11月15日	0.95
第2期	2007年11月16日~2008年11月17日	29.73
第3期	2008年11月18日~2009年11月16日	28.47
第4期	2009年11月17日~2010年11月15日	5.09
第5期	2010年11月16日~2011年11月15日	8.13
第6期	2011年11月16日~2012年11月15日	11.68
第7期	2012年11月16日~2013年11月15日	15.42
第8期	2013年11月16日~2014年11月17日	12.24
第9期	2014年11月18日~2015年11月16日	13.69

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2007年 4月27日~2007年11月15日	1,942,806,362	112,510,860
第2期	2007年11月16日~2008年11月17日	107,520,570	1,629,454,954
第3期	2008年11月18日~2009年11月16日	16,056,346	36,779,102
第4期	2009年11月17日~2010年11月15日	9,500,735	49,293,321
第5期	2010年11月16日~2011年11月15日	15,599,939	86,817,413
第6期	2011年11月16日~2012年11月15日	2,882,449	29,668,789
第7期	2012年11月16日~2013年11月15日	2,060,250	57,966,615
第8期	2013年11月16日~2014年11月17日	1,717,375	28,487,957
第9期	2014年11月18日~2015年11月16日	1,590,804	16,110,527

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド以下の運用状況は2015年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	メキシコ	305,195,236	12.94
	ブラジル	222,362,784	9.43
	コロンビア	139,189,705	5.90
	ペルー	107,593,197	4.56
	トルコ	166,559,193	7.06
	ハンガリー	155,885,485	6.61
	ポーランド	230,817,436	9.79
	ロシア	163,118,218	6.92
	マレーシア	141,137,468	5.99
	タイ	75,944,232	3.22
	フィリピン	37,904,147	1.61
	インドネシア	281,283,340	11.93
	南アフリカ	224,058,577	9.50
	小計	2,251,049,018	95.46
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		106,946,324	4.54
合計 (純資産総額)		2,357,995,342	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
メキシコ		MEXICO 7.5% 03/06/27	22,390,000	808.30	180,980,459	806.92	180,670,714	7.5	2027/6/3	7.66
インドネ シア	国債証券	INDONESIA 7% 15/05/22	19,664,000,000	0.81	160,531,931	0.81	160,906,626	7	2022/5/15	6.82
コロンビ ア		COLOMBIA 4.375% 21/03/23	4,190,000,000	3.29	138,031,170	3.32	139,189,705	4.375	2023/3/21	5.90
南アフリ カ		S.AFRICA 7.75% 28/02/23	13,025,000	824.75	107,423,752	826.62	107,668,466	7.75	2023/2/28	4.57
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% 01/01/17	3,260,000	3,149.66	102,679,169	3,168.40	103,289,876	10	2017/1/1	4.38
トルコ		TURKEY 8.5% 10/07/19	2,380,000	4,033.31	95,992,945	3,981.69	94,764,315	8.5	2019/7/10	4.02

有価証券届<u>出書(内国投資信託</u>受益証券)

							有価証	券届出書	[(内国投資	資信託
南アフリ カ	国債証券	S.AFRICA 8% 31/01/30	10,070,000	783.59	78,908,399	788.24	79,376,141	8	2030/1/31	3.37
メキシコ	国債証券	MEXICO 5% 11/12/19	10,405,000	734.82	76,458,735	735.14	76,491,722	5	2019/12/11	3.24
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% 01/01/21	2,775,000	2,751.48	76,353,702	2,751.21	76,346,347	10	2021/1/1	3.24
マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.58% 28/09/18	2,520,000	2,870.63	72,339,911	2,893.59	72,918,648	3.58	2018/9/28	3.09
ロシア	国債証券	RUSSIA 7.85% 10/03/18	40,000,000	176.47	70,591,560	176.99	70,796,910	7.85	2018/3/10	3.00
ポーラン ド	国債証券	POLAND 4% 25/10/23	2,050,000	3,357.34	68,825,509	3,371.03	69,106,226	4	2023/10/25	2.93
マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.492% 31/03/20	2,400,000	2,826.33	67,832,059	2,842.45	68,218,820	3.492	2020/3/31	2.89
インドネ シア	国債証券	INDONESIA 5.625%15/05/23	8,650,000,000	0.74	64,214,651	0.74	64,430,286	5.625	2023/5/15	2.73
ポーラン ド	国債証券	POLAND 3.25% 25/07/19	2,010,000	3,194.22	64,203,983	3,196.05	64,240,681	3.25	2019/7/25	2.72
ハンガ リー	国債証券	HUNGARY 3.5% 24/06/20	130,950,000	43.57	57,057,181	43.45	56,902,777	3.5	2020/6/24	2.41
ペルー	国債証券	PERU 6.95% 12/08/31	1,540,000	3,485.67	53,679,450	3,534.92	54,437,816	6.95	2031/8/12	2.31
ペルー	国債証券	PERU 7.84% 12/08/20	1,350,000	3,922.39	52,952,279	3,937.43	53,155,381	7.84	2020/8/12	2.25
ポーラン ド	国債証券	POLAND 2.5% 25/07/18	1,700,000	3,108.82	52,850,096	3,109.53	52,862,098	2.5	2018/7/25	2.24
ハンガ リー	国債証券	HUNGARY 2.5% 22/06/18	118,730,000	42.29	50,211,355	42.25	50,165,860	2.5	2018/6/22	2.13
タイ	国債証券	THAILAND 3.625% 16/06/23	13,300,000	366.30	48,718,554	367.07	48,821,261	3.625	2023/6/16	2.07
ハンガ リー	国債証券	HUNGARY 5.5% 24/06/25	99,700,000	48.77	48,629,986	48.96	48,816,848	5.5	2025/6/24	2.07
トルコ	国債証券	TURKEY 7.4% 05/02/20	1,270,000	3,861.03	49,035,082	3,787.79	48,104,964	7.4	2020/2/5	2.04
メキシコ	国債証券	MEXICO 8% 07/12/23	5,750,000	833.67	47,936,130	835.35	48,032,800	8	2023/12/7	2.04
ポーラン ド	国債証券	POLAND 4.75% 25/10/16	1,425,000	3,133.20	44,648,238	3,130.41	44,608,431	4.75	2016/10/25	1.89
ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% 01/01/23	1,630,000	2,622.86	42,752,636	2,621.26	42,726,561	10	2023/1/1	1.81
インドネ シア	国債証券	INDONESIA 8.375%15/03/24	4,711,000,000	0.87	41,412,187	0.88	41,545,937	8.375	2024/3/15	1.76
フィリピン	国債証券	PHILIPPINE4.95% 15/01/21	14,000,000	272.71	38,179,512	270.74	37,904,147	4.95	2021/1/15	1.61
南アフリ カ	国債証券	S.AFRICA 7% 28/02/31	5,195,000	707.96	36,778,834	712.49	37,013,970	7	2031/2/28	1.57
ロシア	国債証券	RUSSIA 7.05% 19/01/28	22,600,000	153.18	34,620,770	154.57	34,934,345	7.05	2028/1/19	1.48

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	95.46
合 計	95.46

投資不動産物件

該当事項はありません。

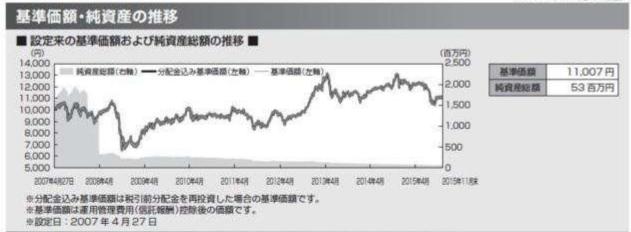
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2015年11月末現在



分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2011年11月	0円
2012年11月	0円
2013年11月	0円
2014年11月	0円
2015年11月	0円
設定來案計	08

主要な資産の状況

■組入上位国/地域 ■

順位	個/地域	投資比率(%)
1	メキシコ	12.94
5	インドネシア	11.93
3	ボーランド	9.79
4	南アフリカ	9.50
5	ブラジル	9.43
6	トルコ	7.06
7	ロシア	6.92
8	ハンガリー	6.61
9	マレーシア	5.99
10	コロンピア	5.90

■ 組入上位通貨 ■

颗位	遊貨	投資比率(%)
1	ブラジル・レアル	10.17
2	トルコ・リラ	10.17
3	メキシコ・ベソ	9.59
4	南アフリカ・ランド	9.50
5	マレーシア・リンギット	9.22
6	ボーランド・ズロチ	9.02
7	タイ・バーツ	8.73
8	インドネシア・ルピア	8.19
9	コロンピア・ベソ	5.79
10	ハンガリー・フォリント	5.38

■ 組入上位銘柄 ■

順位	館構	国/地域	投資比率(%)
1	メキシコ国債	メキシコ	7.66
5	インドネシア国債	インドネシア	6.82
3	コロンビア国債	コロンピア	5.90
4	南アフリカ国債	南アフリカ	4.57
5	ブラジル関債	ブラジル	4.38
6	トルコ国債	トルコ	4.02
7	南アフリカ国債	南アフリカ	3.37
8	メキシコ国債	メキシコ	3.24
9	ブラジル国債	プラジル	3.24
10	マレーシア国債	マレーシア	3.09

年間収益率の推移



^{※2007}年4月27日が設定日のため、2006年以前の実績はありません。2007年は4月27日から12月末までの騰落率です。 2015年は1月から11月末までの機落率です。

第2【管理及び運営】

帝国/地域につきましては、委託会社の分類に基づいて表記しております。

[※]投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

[※]ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

[※]ファンドの連用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

[※]ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

1【申込(販売)手続等】

(1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取 りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース(一般コース)>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7)申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他や むを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込 みの受付を取り消すことができます。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロール規定する外国金融商品市場をいいます。

(10)米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法(改正済)(以下「投資会社法」という。)に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法(改正済)(以下「1933年証券法」といいます。)または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対しもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対しもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法(改正済)(以下「歳入法」という。)に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託(当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者(および信託が取消不能の場合には信託設定者)が米国人ではない信託)、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財

団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団(米国人でない当該財団の遺言執行者または 管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に 準拠する場合を除く。)を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資(コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等)を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体(ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」(1933年証券法に基づきルール501(a)に定義される。)により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。)。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザー に確認することをお勧めします。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額) を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号: 03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス: http://www.schroders.co.jp/

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

1口单位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9)受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を 取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

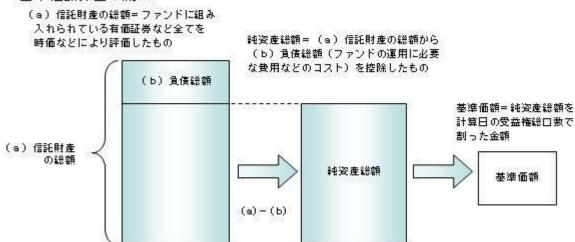
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部 償却原価法により評価します。
 - < 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- ・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号:03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス: http://www.schroders.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成19年 4月27日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ)受益者の解約により受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその 公告および書面の交付が困難な場合
 - 口) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

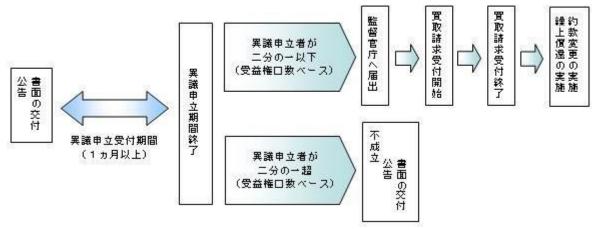
- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを 公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合 は、原則として公告を行ないません。
- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告 し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原 則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買 状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス:http://www.schroders.co.jp/

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託 期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他 契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができ ます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有 します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま

EDINET提出書類

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(E12586)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

す。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成26年11月18日から 平成27年11月16日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第8期 (平成26年11月17日現在)	第9期 (平成27年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	86,228,159	58,354,765
流動資産合計	86,228,159	58,354,765
資産合計	86,228,159	58,354,765
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	37,871	26,871
未払委託者報酬	662,731	470,130
その他未払費用	23,602	16,730
流動負債合計	724,204	513,731
負債合計	724,204	513,731
純資産の部		
元本等		
元本	67,165,015	52,645,292
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	18,338,940	5,195,742
(分配準備積立金)	28,432,076	24,881,488
元本等合計	85,503,955	57,841,034
純資産合計	85,503,955	57,841,034
負債純資産合計	86,228,159	58,354,765

(2)【損益及び剰余金計算書】

		<u>(単位:円)</u>
	第8期 (自 平成25年11月16日 至 平成26年11月17日)	第9期 (自 平成26年11月18日 至 平成27年11月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	11,597,854	8,590,553
その他収益	6	-
営業収益合計	11,597,860	8,590,553
受託者報酬	77,893	58,520
委託者報酬	1,363,022	1,023,976
その他費用	48,558	36,456
営業費用合計	1,489,473	1,118,952
営業利益又は営業損失()	10,108,387	9,709,505
経常利益又は経常損失()	10,108,387	9,709,505
当期純利益又は当期純損失()	10,108,387	9,709,505
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	886,375	502,641
期首剰余金又は期首欠損金()	12,606,282	18,338,940
剰余金増加額又は欠損金減少額	260,864	413,165
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	260,864	413,165
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,750,218	4,349,499
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,750,218	4,349,499
分配金	<u>-</u>	-
期末剰余金又は期末欠損金()	18,338,940	5,195,742

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信
	託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成の為の基本とな	計算期間の取扱い
る重要な事項	平成26年11月15日、16日および平成27年11月15日が休業日のため、第9期計算期間
	は平成26年11月18日から平成27年11月16日までとしております。このため当計算期
	間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第8期	第9期	
		[平成26年11月17日現在]	[平成27年11月16日現在]	
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額	93,935,597円	67,165,015円	
	期中追加設定元本額	1,717,375円	1,590,804円	
	期中解約元本額	28,487,957円	16,110,527円	
2 .	受益権の総数	67,165,015□	52,645,292□	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第8期	第9期
	自 平成25年11月16日	自 平成26年11月18日
	至 平成26年11月17日	至 平成27年11月16日
1.分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金	計算期間末における解約に伴う当期純損失金
	額分配後の配当等収益から費用を控除した額	額分配後の配当等収益から費用を控除した額
	(4,446,131円)、解約に伴う当期純利益金額	(3,121,443円)、解約に伴う当期純損失金額
	分配後の有価証券売買等損益から費用を控除	分配後の有価証券売買等損益から費用を控除
	し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約	し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約
	款に規定される収益調整金(3,310,096円)及	款に規定される収益調整金(3,177,053円)及
	び分配準備積立金(23,985,945円)より、分	び分配準備積立金(21,760,045円)より、分
	配対象収益は31,742,172円(1万口当たり	配対象収益は28,058,541円(1万口当たり
	4,725.99円)でありますが、分配を行ってお	5,329.72円)でありますが、分配を行ってお
	りません。	りません。
2.信託財産の運用の指図に	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料	同左
係る権限の全部又は一部	を除いた額より、運用権限委託契約に定めら	
を委託するために要する	れた報酬額を支払っております。	
費用		

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第8期	第9期
	自 平成25年11月16日	自 平成26年11月18日
	至 平成26年11月17日	至 平成27年11月16日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人 に関する法律」(昭和26年法律第198号)	同左
	第2条第4項に定める証券投資信託であ	
	り、信託約款に規定する「運用の基本方	
	 針」に従い、有価証券等の金融商品に対	
	 して投資として運用することを目的とし	
	ております。	
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	当ファンドが運用する金融商品の種類	同左
リスク	は、有価証券、デリバティブ取引、コー	
	ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務で	
	あり、有価証券の内容は「重要な会計方	
	針に係る事項に関する注記」に記載して	
	おります。これらは、株価変動リスク、	
	為替変動リスク、金利変動リスクなどの	
	市場リスク、信用リスク、及び流動性リ	
	スクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断に	同左
	おいて、運用リスクの管理に重点を置く	
	プロセスを導入しています。さらに、こ	
	れら運用プロセスから独立した部門(コ	
	ンプライアンス部門等)が、運用制限・	
	ガイドラインの遵守状況を含めたファン	
	ドの運用状況について随時モニタリング	
	を行い、運用部門に対する牽制が機能す	
	る仕組みとしており、これらの体制によ	
	りファンド運用に関するリスクを管理し	
	ています。	

金融商品の時価等に関する事項

	第8期 [平成26年11月17日現在]	第9期 [平成27年11月16日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす べて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	注記」に記載しております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引

		有侧征分用山首(内国权其后式
	該当事項はありません。	同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の
	金融商品	金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は	同左
	時価と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく	同左
足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	
	理的に算定された価額が含まれておりま	
	す。当該価額の算定においては一定の前	
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

(有価証券に関する注記)

第8期(平成26年11月17日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,522,820円
合計	10,522,820円

第9期(平成27年11月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,107,212円
合計	8,107,212円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期	第9期
	[平成26年11月17日現在]	[平成27年11月16日現在]
1口当たり純資産額	1.2730円	1.0987円
(1万口当たり純資産額)	(12,730円)	(10,987円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨建て)マザーファンド	47,404,359	58,354,765	
	合計	47,404,359	58,354,765	

注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨建て)マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	(平成26年11月17日現在)	(平成27年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	4,011,637	36,662,770
コール・ローン	32,101,084	35,241,615
国債証券	2,830,040,898	2,251,526,090
派生商品評価勘定	63,443,823	20,650,612
未収入金	168,375,751	-
未収利息	44,788,560	35,034,695
前払費用 _	7,196,232	6,253,679
流動資産合計	3,149,957,985	2,385,369,461
資産合計	3,149,957,985	2,385,369,461
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	66,262,155	12,780,592
未払解約金	27,542,780	-
流動負債合計	93,804,935	12,780,592
負債合計	93,804,935	12,780,592
元本等		
元本	2,177,181,691	1,927,431,378
剰余金		
剰余金又は欠損金()	878,971,359	445,157,491
	3,056,153,050	2,372,588,869
—————————————————————————————————————	3,056,153,050	2,372,588,869
負債純資産合計	3,149,957,985	2,385,369,461

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(ただし、 売気配相場は使用しない。)又は価格情報会社の提供する価額で時価評価しており ます。
2 .デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。
	直物為替先渡取引
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては価格 情報会社の提供する価額で評価しております。

3.その他財務諸表作成の為の基本とな	外貨建取引等の処理基準
る重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第
	133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用
	しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通
	貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純
	資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替
	相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相
	当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為
	替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[平成26年11月17日現在]	[平成27年11月16日現在]
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	2,630,972,529円	2,177,181,691円
	期中追加設定元本額	2,836,861円	2,087,686円
	期中解約元本額	456,627,699円	251,837,999円
	元本の内訳		
	ファンド名		
	シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨	495,795,823円	388,022,570円
	建て)ファンド(毎月決算型)		
	シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨	61,429,194円	47,404,359円
	建て)ファンド(1年決算型)		
	シュローダー・エマージング・ソブリン債券 (現地通貨	1,619,956,674円	1,492,004,449円
	建て)ファンド (適格機関投資家専用)		
	計	2,177,181,691円	1,927,431,378円
2 .	受益権の総数	2,177,181,691□	1,927,431,378□

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	自 平成25年11月16日	自 平成26年11月18日
	至 平成26年11月17日	至 平成27年11月16日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人	同左
	に関する法律」(昭和26年法律第198号)	
	第2条第4項に定める証券投資信託であ	
	り、信託約款に規定する「運用の基本方	
	針」に従い、有価証券等の金融商品に対	
	して投資として運用することを目的とし	
	ております。	

2.金融商品の内容及び金融商品に係る	当ファンドが運用する金融商品の種類	同左
リスク	は、有価証券、デリバティブ取引、コー	
	ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務で	
	あり、有価証券の内容は「重要な会計方	
	針に係る事項に関する注記」に記載して	
	おります。これらは、株価変動リスク、	
	為替変動リスク、金利変動リスクなどの	
	市場リスク、信用リスク、及び流動性リ	
	スクに晒されております。	
	当ファンドは為替変動リスクの低減を図	
	ることに限定せず、為替予約取引及び直	
	物為替先渡取引を行う場合があります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断に	同左
	おいて、運用リスクの管理に重点を置く	
	プロセスを導入しています。さらに、こ	
	れら運用プロセスから独立した部門(コ	
	ンプライアンス部門等)が、運用制限・	
	ガイドラインの遵守状況を含めたファン	
	ドの運用状況について随時モニタリング	
	を行い、運用部門に対する牽制が機能す	
	る仕組みとしており、これらの体制によ	
	リファンド運用に関するリスクを管理し	
	ています。	

金融商品の時価等に関する事項

	[平成26年11月17日現在]	[平成27年11月16日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	同左
	べて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記」に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	「デリバティブ取引等に関する注記」	同左
	に記載しております。	
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の
	金融商品	金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は	 同左
	時価と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	

3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく	同左
足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	
	理的に算定された価額が含まれておりま	
	す。当該価額の算定においては一定の前	
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	
	また、デリバティブ取引に関する契約額	
	等は、あくまでもデリバティブ取引にお	
	ける名目的な契約額または計算上の想定	
	元本であり、当該金額自体がデリバティ	
	ブ取引のリスクの大きさを示すものでは	
	ありません。	

(有価証券に関する注記)

(平成26年11月17日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	40,280,329円
合計	40,280,329円

(平成27年11月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	41,546,948円
合計	41,546,948円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項 通貨関連

(平成26年11月17日現在)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
区刀	1主大兴	人。记录中	うち1年超	но	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
市場取引以外	為替予約取引				

	ī			19111111111111111111111111111111111111	分油山青(内国投真信式
の取引	買建	396,518,772	-	425,520,261	29,001,489
	米ドル	154,749,880	-	166,440,261	11,690,381
	ポーランドズロチ	94,261,222	-	99,789,000	5,527,778
	タイバーツ	87,332,198	-	93,456,000	6,123,802
	南アフリカランド	60,175,472	-	65,835,000	5,659,528
	- - 売建	523,235,472	-	557,775,866	34,540,394
	米ドル	368,485,592	-	392,697,946	24,212,354
	メキシコペソ	88,715,000	-	94,380,000	5,665,000
	新トルコリラ	3,379,600	-	3,626,000	246,400
	ハンガリーフォリ ント	2,081,280	-	2,281,920	200,640
	南アフリカランド	60,574,000	-	64,790,000	4,216,000
	合計	919,754,244	-	983,296,127	5,538,905

(平成27年11月16日現在)

(単位:円)

区分種類		契約額等		時価	評価損益	
	Υ <u>Ξ</u> Ζ , ΥΞ	天心留守	うち1年超	H·丁 Щ	計測摂益	
	為替予約取引					
の取引	買建	403,663,757	-	415,492,398	11,828,641	
	米ドル	168,549,000	-	171,226,898	2,677,898	
	新トルコリラ	68,354,739	-	73,937,500	5,582,761	
	タイバーツ	163,217,145	-	166,940,000	3,722,855	
	南アフリカランド	3,542,873	-	3,388,000	154,873	
	- - 売建	403,663,757	-	407,318,542	3,654,785	
	米ドル	235,114,757	-	240,373,542	5,258,785	
	メキシコペソ	77,254,000	-	78,110,000	856,000	
	ハンガリーフォリ ント	30,849,000	-	29,477,000	1,372,000	
	ポーランドズロチ	19,512,000	-	18,570,000	942,000	
	タイバーツ	37,290,000	-	37,400,000	110,000	
	南アフリカランド	3,644,000	-	3,388,000	256,000	
	合計	807,327,514	-	822,810,940	8,173,856	

(注)時価の算定方法

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てております。

(平成26年11月17日現在)

(単位:円)

Σ Λ	4.毛米石	±11.44/265.25°		吐 /燕	評価損益	
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価		
	直物為替先渡取引					
の取引	買建	412,072,836	-	380,359,457	31,713,379	
	チリペソ	3,248,578	-	3,245,346	3,232	
	コロンビアペソ	136,885,442	-	126,145,274	10,740,168	
	ロシアルーブル	61,601,205	-	49,398,552	12,202,653	
	マレーシアリン ギット	210,337,611	-	201,570,285	8,767,326	
	売建	559,741,703	-	525,307,751	34,433,952	
	プラジルレアル	259,765,205	-	233,400,519	26,364,686	
	ペルーヌエボソル	84,589,892	-	83,058,690	1,531,202	
	フィリピンペソ	26,710,872	-	26,182,267	528,605	
	インドネシアルピア	128,422,810	-	125,440,812	2,981,998	
	ナイジェリアナイラ	60,252,924	-	57,225,463	3,027,461	
	合計	971,814,539	-	905,667,208	2,720,573	

(平成27年11月16日現在)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
	↑宝犬貝 	关约 领	うち1年超	H4.1M	計測摂血
	直物為替先渡取引				
の取引	買建	150,090,401	-	149,240,761	849,640

i i					
	ブラジルレアル	16,630,968	-	17,382,967	751,999
	チリペソ	2,384,840	-	2,327,206	57,634
	ロシアルーブル	35,419,318	-	35,752,957	333,639
	マレーシアリン ギット	75,916,074	-	73,866,560	2,049,514
	ナイジェリアナイラ	19,739,201	-	19,911,071	171,870
	売建	277,384,011	-	276,838,207	545,804
	コロンビアペソ	2,742,097	-	2,675,980	66,117
	ペルーヌエボソル	65,730,269	-	64,056,223	1,674,046
	ロシアルーブル	78,114,466	-	75,336,586	2,777,880
	フィリピンペソ	27,140,788	-	26,819,239	321,549
	インドネシアルピア	84,168,009	-	88,039,107	3,871,098
	ナイジェリアナイラ	19,488,382	-	19,911,072	422,690
	合計	427,474,412	-	426,078,968	303,836

(注)時価の算定方法

- 1.価格情報会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。
- 2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 直物為替先渡取引の残高は、対米ドルの取引残高を邦貨換算して表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[平成26年11月17日現在]	[平成27年11月16日現在]
1口当たり純資産額	1.4037円	1.2310円
(1万口当たり純資産額)	(14,037円)	(12,310円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	メキシコペソ	MEXICO 5% 11/12/19	10,405,000.00	10,346,242.96	3
		MEXICO 7.5% 03/06/27	22,390,000.00	24,489,913.32	2
		MEXICO 8% 07/12/23	5,750,000.00	6,486,621.00	
			38,545,000.00	41,322,777.28	3
メキシコペソ 小計			(302,895,957)		
	ブラジルレアル	BRAZIL 10% 01/01/17	3,260,000.00	3,215,758.54	ļ
		BRAZIL 10% 01/01/21	2,775,000.00	2,391,284.10	
		BRAZIL 10% 01/01/23	1,630,000.00	1,338,948.83	3
ブラジルレアル 小計 コロンビアペソ		7,665,000.00	6,945,991.47		
			(221,090,908)		
	COLOMBIA 4.375% 21/03/23	4,190,000,000.00	3,494,460,000.00		
	コロングマペン/ 小針		4,190,000,000.00	3,494,460,000.00	
コロンビアペソ 小計 ペルーヌエボソル	コロンピアペラ 小計			(139,079,508)	
	PERU 6.95% 12/08/31	1,540,000.00	1,474,305.14	ļ	
	PERU 7.84% 12/08/20	1,350,000.00	1,454,333.40)	
	ペルーヌエボソル 小計		2,890,000.00	2,928,638.54	ļ
	アイルーヌエホラル 小部			(107,539,607)	
	新トルコリラ	TURKEY 7.4% 05/02/20	1,270,000.00	1,168,336.50)
		TURKEY 8.2% 16/11/16	575,000.00	565,685.00)
		TURKEY 8.5% 10/07/19	2,380,000.00	2,287,180.00)
***		4,225,000.00	4,021,201.50)	
	新トルコリラ 小計			(171,222,759)	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 2.5% 22/06/18	118,730,000.00	120,555,473.75	5
		HUNGARY 3.5% 24/06/20	130,950,000.00	136,992,033.00)
		HUNGARY 5.5% 24/06/25	99,700,000.00	116,758,670.00)
	ハンガリーフォリント	/\±+	349,380,000.00	374,306,176.75	5
	N233-23321-	ופינ		(157,770,053)	
	ポーランドズロチ	POLAND 2.5% 25/07/18	1,700,000.00	1,736,776.10)
		POLAND 3.25% 25/07/19	2,010,000.00	2,109,890.97	7
		POLAND 4.75% 25/10/16	1,425,000.00	1,467,244.12	2
		POLAND 4% 25/10/23	2,050,000.00	2,261,765.00)
	ポーニンドプロイー・シュ	•	7,185,000.00	7,575,676.19)
	ポーランドズロチ 小計			(234,770,205)	

			<u> 有伽訨芬油出青(内国投第</u>	<u>貞1</u>
ロシアルーブル	RUSSIA 6.4% 27/05/20	14,000,000.00	12,278,042.00	
	RUSSIA 7.05% 19/01/28	22,600,000.00	18,713,930.00	
	RUSSIA 7.85% 10/03/18	40,000,000.00	38,157,600.00	
	RUSSIA 7% 16/08/23	21,625,000.00	18,593,175.00	
		98,225,000.00	87,742,747.00	
ロシアルーブル 小計			(161,446,654)	
マレーシアリンギット	MALAYSIA 3.492% 31/03/20	2,400,000.00	2,363,486.40	
	MALAYSIA 3.58% 28/09/18	2,520,000.00	2,520,554.40	
→ 1	JI *-1	4,920,000.00	4,884,040.80	
マレーシアリンギット	小計		(136,215,897)	
タイバーツ	THAILAND 3.625% 16/06/23	13,300,000.00	14,245,191.10	
	THAILAND 3.875% 13/06/19	7,410,000.00	7,923,861.27	
5	,	20,710,000.00	22,169,052.37	
タイバーツ 小計			(75,596,468)	
フィリピンペソ	PHILIPPINE4.95% 15/01/21	14,000,000.00	14,628,166.00	
フィリピンペソ 小計		14,000,000.00	14,628,166.00	
フィリピンベジ 小計			(38,033,231)	
インドネシアルピア	INDONESIA 5.625%15/05/23	8,650,000,000.00	7,215,129,350.00	
	INDONESIA 6.125 15/05/28	2,022,000,000.00	1,598,700,366.00	
	INDONESIA 7% 15/05/22	19,664,000,000.00	18,037,295,600.00	
	INDONESIA 8.375%15/03/24	4,711,000,000.00	4,653,054,700.00	
ノン・ド サン・マロ ピマー	\ ±1	35,047,000,000.00	31,504,180,016.00	
インドネシアルピア ノ	J∖āT		(283,537,620)	
南アフリカランド	S.AFRICA 7.75% 28/02/23	13,025,000.00	12,578,893.75	
	S.AFRICA 7% 28/02/31	5,195,000.00	4,306,655.00	
	S.AFRICA 8% 31/01/30	10,070,000.00	9,239,859.41	
南アフリカランド 小計		28,290,000.00	26,125,408.16	
			(222,327,223)	
	△ ‡↓		2,251,526,090	
	合計		(2,251,526,090)	ĺ

注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

- 2.合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	坟	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
メキシコペソ	国債証券	3銘柄	100.0%	13.4%
ブラジルレアル	国債証券	3銘柄	100.0%	9.8%
コロンビアペソ	国債証券	1銘柄	100.0%	6.2%
ペルーヌエボソル	国債証券	2銘柄	100.0%	4.8%
新トルコリラ	国債証券	3銘柄	100.0%	7.6%
ハンガリーフォリント	国債証券	3銘柄	100.0%	7.0%
ポーランドズロチ	国債証券	4銘柄	100.0%	10.4%
ロシアルーブル	国債証券	4銘柄	100.0%	7.2%
マレーシアリンギット	国債証券	2銘柄	100.0%	6.0%
タイバーツ	国債証券	2銘柄	100.0%	3.4%
フィリピンペソ	国債証券	1銘柄	100.0%	1.7%
インドネシアルピア	国債証券	4銘柄	100.0%	12.6%
南アフリカランド	国債証券	3銘柄	100.0%	9.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年11月30日現在です。

【シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)】

【純資産額計算書】

資産総額	52,648,502円
負債総額	35,532円
純資産総額(-)	52,612,970円
発行済口数	47,798,884□
1口当たり純資産額(/)	1.1007円

(参考)

シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	2,371,430,411円
負債総額	13,435,069円
純資産総額(-)	2,357,995,342円
発行済口数	1,911,264,451□
1口当たり純資産額(/)	1.2337円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成27年11月末現在 資本金 490,000,000円

発行可能株式総数39,200株発行済株式総数9,800株

過去5年間における主な資本金の増減 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構(平成27年11月末現在)

経営体制

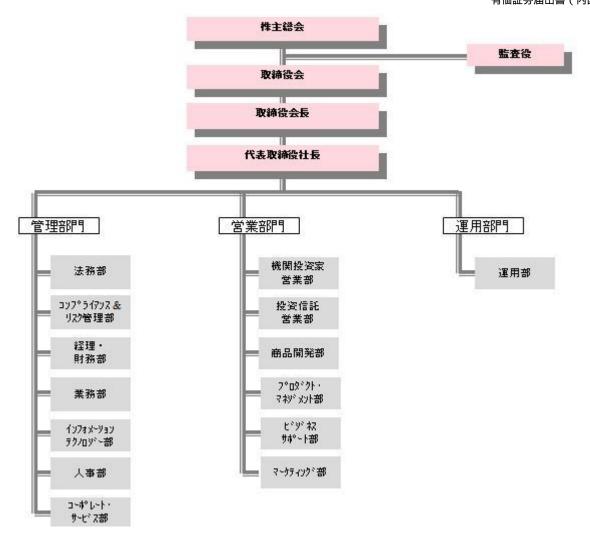
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、 取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専 務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる 各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかわる意思決定を行います。



2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を

行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運 用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成27年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	55	482,245,968,263

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業 等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。また、第25期事業年度の中間会計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人により中間監査を受けております。なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		第23期	第24期
		(平成25年12月31日)	(平成26年12月31日)
次 女 中 並			
資 産 の 部 流 動 資 産			
		0.054.000	4 005 005
預金		2,851,986	4,295,805
立替金		499	36
前払費用		81,860	74,515
未収入金		706,661	224,268
未収委託者報酬		654,997	630,154
未収運用受託報酬		523,219	608,464
1年内受取予定の長期差入保証金		-	1,800
繰延税金資産		-	541,968
		4,819,225	6,377,012
 固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産			
建物附属設備(純額)	*1	49,795	38,230
器具備品(純額)	*1	20,564	15,307
 有形固定資産合計	,	70,359	53,537
無 形 固 定 資 産			
電話加入権		3,699	3,699
ソフトウェア		52,679	61,342
無形固定資産合計		56,378	65,042

		有価証券届出書(
投資その他の資産		
投資有価証券	12,762	18,699
長期差入保証金	235,114	232,794
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
繰延税金資産	-	186,545
投資その他の資産合計	247,877	438,039
固 定 資 産 合 計	374,616	556,619
資 産 合 計	5,193,841	6,933,631

負債の部 流動負債 預り金 ・ 34,488 ・ 1,693 未払金 ・ 未払収益分配金 ・ 未払償還金 ・ 大払手数料 ・ その他未払金 ・ 28,598 ・ 28,598 ・ 213,619 ・ その他未払金 ・ 26,026
流 動 負 債34,48839,590前受金-1,693未払金-25未払収益分配金-25未払償還金18,17414,012未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
流 動 負 債34,48839,590前受金-1,693未払金-25未払収益分配金-25未払償還金18,17414,012未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
預り金34,48839,590前受金-1,693未払金-25未払償還金18,17414,012未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
前受金-1,693未払金-25未払償還金18,17414,012未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
未払金-25未払償還金18,17414,012未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
未払収益分配金-25未払償還金18,17414,012未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
未払償還金18,17414,012未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
未払手数料228,598213,619その他未払金1,609,8142,051,249
その他未払金 1,609,814 2,051,249
小点(1)
未払法人税等 69,623 391,289
未払消費税等 16,007 54,136
流動負債合計 2,026,468 2,851,643
固定負債
長期未払金 167,695 193,215
長期未払費用 35,748 34,735
退職給付引当金 651,735 710,422
ついて
資産除去債務 85,239 86,432
固 定 負 債 合 計 958,968 1,049,174
負 債 合 計 2,985,437 3,900,817
<u></u>
- 株 主 資 本
資本金 490,000 490,000 490,000
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資本準備金 500,000 500,000
資本剰余金合計 500,000 500,000
その他利益剰余金
繰越利益剰余金 1,214,642 2,038,251
利益剰余金合計 1,214,642 2,038,251
株主資本合計 2,204,642 3,028,251
評価・換算差額等
その他有価証券評価差額金 3,762 4,562
評価・換算差額等合計 3,762 4,562

純 資 産 合 計	2,208,404	3,032,813
負 債 純 資 産 合 計	5,193,841	6,933,631

(2)【損益計算書】

				(十四・111)
		——————————— 第23期		—————————— 第24期
	自	平成25年 4月 1日	自	平成26年 1月 1日
	至	平成25年12月31日	至	平成26年12月31日
営業収益				
委託者報酬		1,930,189		2,340,959
運用受託報酬		1,725,772		2,922,323
その他営業収益		1,938,093		2,357,626
営業収益計		5,594,055		7,620,909
営業費用				
支払手数料		729,640		870,912
広告宣伝費		70,978		130,470
公告費		1,572		780
調査費				
調査費		113,598		142,586
委託調査費		708,718		924,554
図書費		3,256		1,349
委託計算費		39,295		43,050
事務委託費		159,460		307,721
営業雑経費				
通信費		15,241		27,645
印刷費		7,031		16,951
協会費		3,694		5,932
諸会費		2,583		2,681
営業費用計		1,855,070		2,474,637
一般管理費				
給料				
役員報酬		260,421		431,784
給料・手当		1,000,875		1,328,407
賞与		567,377		862,373
交際費		4,392		6,300
旅費交通費		36,874		50,835
租税公課		15,309		21,295
不動産賃借料		181,466		245,007
退職給付費用		62,947		91,886
役員退職慰労引当金繰入		3,281		5,820
法定福利費		113,132		158,221
固定資産減価償却費		29,323		38,136
諸経費		825,827		1,289,649
一般管理費計		3,101,228		4,529,718
営業利益(営業損失)		637,756		616,554
営業外収益				
受取利息		1,073		1,110
受取配当金		600		1,473

			有11世紀 () 内
時効償還金		-	4,161
雑益		2,358	1,503
営業外収益計		4,031	8,249
営業外費用			
支払利息	*1	6,337	-
為替差損		42,447	33,028
雑損失		851	685
営業外費用計		49,637	33,713
経常利益(経常損失)		592,151	591,089
特別利益			
債務免除益	*3	316,000	-
特別利益計		316,000	-
特別損失			
割増退職金等	*2	27,123	49,399
固定資産除却損		242	343
特別損失計		27,366	49,743
税引前当期純利益			
(税引前当期純損失)		880,785	541,346
法人税、住民税及び事業税		97,119	446,250
法人税等調整額		-	728,513
法人税等合計		97,119	282,263
当期純利益(当期純損失)		783,666	823,609

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

						(+12:113)
			株主資本	評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	利益剰余金株主資本		
		資本準備金	その他利益剰余金	合計	評価差額金	
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	430,976	1,420,976	2,330	1,423,306
当期変動額						
当期純利益			783,666	783,666		783,666
株主資本以外の項目の					1 422	4 422
当期変動額 (純額)					1,432	1,432
当期変動額合計	-	-	783,666	783,666	1,432	785,098
当期末残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

						(甲位:十门)
			株主資本	評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	· 剰余金 利益剰余金 株主資本		その他有価証券	
		資本準備金	その他利益剰余金合計		評価差額金	
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404
当期変動額						
当期純利益			823,609	823,609		823,609
株主資本以外の項目の					799	799
当期変動額 (純額)					799	799

					131141112	
当期変動額合計	-		823,609	823,609	799	824,408
当期末残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価 方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)に よっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分) については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に よっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に 係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡 便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項

(1) 決算期の変更

平成25年6月27日開催の株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。

したがって、第23期事業年度は平成25年4月1日から平成25年12月 31日までの9カ月間となっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期			第24期	
平成25年12月31日現在			平成26年12月31日現在	-
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 器具備品	117,322千円 142,550千円	*1	有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 器具備品	129,718千円 132,215千円

(損益計算書関係)

第23期	第24期
自 平成25年 4月 1日	自 平成26年 1月 1日
至 平成25年12月31日	至 平成26年12月31日
*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 6,337千円	*1 -
*2 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。	*2 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。
*3 賞与に関する関係会社債務の免除益を計上しております。	*3 -

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度	第23期事業年度	第23期事業年度	第23期事業年度末			
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数			
発行済株式							
普通株式	9,800株	-	-	9,800株			
合計	9,800株	-	-	9,800株			

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- 4.配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

第24期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

TO SOLOW THE CASE TO WAS COMPANIED AND COMPA							
	第24期事業年度	第24期事業年度	第24期事業年度	第24期事業年度末			
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数			
発行済株式							
普通株式	9,800株	1	-	9,800株			
合計	9,800株	-	-	9,800株			

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- 4.配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期	第24期	
自 平成25年 4月 1日	自 平成26年 1月 1日	
至 平成25年12月31日	至 平成26年12月31日	
財務諸表等規則第8条の6により記載を省略しており	オペレーティング・リース取引のうち解約不能の	
ます。	ものに係る未経過リース料	
	1年内 7,963千円	
	_1年超 9,954千円	
	合計 17,917千円	

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

第23期	第24期
自 平成25年 4月 1日	自 平成26年 1月 1日
至 平成25年12月31日	至 平成26年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針	(1) 金融商品に対する取組方針
当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関	同左
しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は	
安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティ	
ブ取引等も行っておりません。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク	(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当座預金は、預金保険の対象であるため信用リス	同左
クはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行	
の信用リスクに晒されております。	
営業債権である未収委託者報酬および未収運用受	
託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに	
晒されております。	
未収入金およびその他未払金の一部には、海外の	
関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負	
債を保有しているため、為替相場の変動による市場	
リスクに晒されております。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リス クはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行 の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受 託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに 晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の 関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負 債を保有しているため、為替相場の変動による市場	

第23期	第24期	
自 平成25年 4月 1日	自 平成26年 1月 1日	
至 平成25年12月31日	至 平成26年12月31日	

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに 関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行 い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リス クは僅少であります。

流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金で運用する ことにより、流動性リスクを管理しております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリ スク)の管理

同左

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の 管理

同左

流動性リスク(支払期日に支払いを実行でき なくなるリスク)の管理

同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第23期(平成25年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,851,986	2,851,986	-
(2) 未収入金	706,661	706,661	-
(3) 未収委託者報酬	654,997	654,997	-
(4) 未収運用受託報酬	523,219	523,219	-
資産計	4,736,865	4,736,865	-
(1) 未払手数料	228,598	228,598	-
(2) その他未払金	1,609,814	1,609,814	-
負債計	1,838,413	1,838,413	-

第24期(平成26年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
--	--------------	----	----

(1)預金4,295,8054,295,805-(2)未収入金224,268224,268-(3)未収委託者報酬630,154630,154-(4)未収運用受託報酬608,464608,464-資産計5,758,6925,758,692-(1)未払手数料213,619213,619-(2)その他未払金2,051,2492,051,249-負債計2,264,8692,264,869-				
(3) 未収委託者報酬 630,154 630,154 - (4) 未収運用受託報酬 608,464 608,464 - 資産計 5,758,692 5,758,692 - (1) 未払手数料 213,619 213,619 - (2) その他未払金 2,051,249 2,051,249 -	(1) 預金	4,295,805	4,295,805	-
(4) 未収運用受託報酬608,464608,464-資産計5,758,6925,758,692-(1) 未払手数料213,619213,619-(2) その他未払金2,051,2492,051,249-	(2) 未収入金	224,268	224,268	-
資産計5,758,6925,758,692-(1) 未払手数料213,619213,619-(2) その他未払金2,051,2492,051,249-	(3) 未収委託者報酬	630,154	630,154	-
(1) 未払手数料 213,619 213,619 - (2) その他未払金 2,051,249 2,051,249 -	(4) 未収運用受託報酬	608,464	608,464	-
(2) その他未払金 2,051,249 -	資産計	5,758,692	5,758,692	-
	(1) 未払手数料	213,619	213,619	-
負債計 2,264,869 2,264,869 -	(2) その他未払金	2,051,249	2,051,249	-
	負債計	2,264,869	2,264,869	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(注1)金融商品の時間の昇正方法业のに有価証券及(プナリハナイノ取りに削りる事項
第23期	第24期
平成25年12月31日現在	平成26年12月31日現在
資産 (1)預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該帳簿価額によって おります。	資産 (1)預金 同左
(2)未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価 額と近似していることから、当該帳簿価額によっ ております。	(2)未収入金 同左
(3)未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。	(3)未収委託者報酬 同左
(4)未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価 は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。	(4)未収運用受託報酬 同左
負債 (1)未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。	負債 (1)未払手数料 同左
(2)その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳 簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。	(2)その他未払金 同左

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第23期(平成25年12月31日現在)

752676 (17526 1 12736 E 786E)		(1 1 - 1 1 1 3)
	1年以内	1年超
預金	2,851,986	-
未収入金	706,661	-
未収委託者報酬	654,997	-

未収運用受託報酬	523,219	-
合計	4,736,865	-

第24期(平成26年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	4,295,805	-
未収入金	224,268	-
未収委託者報酬	630,154	-
未収運用受託報酬	608,464	-
合計	5,758,692	-

(注3)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 第23期(平成25年12月31日現在)

該当事項はありません。

第24期(平成26年12月31日現在) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第23期(平成25年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超 えるもの 証券投資信託受益証券	12,762	9,000	3,762
合計	12,762	9,000	3,762

第24期(平成26年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超			
えるもの	16,702	12,076	4,625
証券投資信託受益証券			
貸借対照表計上額が取得原価を超			
えないもの	1,996	2,060	63
証券投資信託受益証券			
合計	18,699	14,136	4,562

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第23期(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

該当事項はありません。

第24期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期	第24期
自 平成25年 4月 1日	自 平成26年 1月 1日
至 平成25年12月31日	至 平成26年12月31日

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度では、簡便法により 退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、 給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しておりま す。

- 2.確定給付制度
- (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整 表

期首における退職給付引当金

622,832千円

退職給付費用 62,947千円

退職給付の支払額 34,043千円

期末における退職給付引当金

651,735千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計 上された前払年金費用及び退職給付引当金の調 整表

積立型制度の退職給付債務

年金資産 - - -

非積立型制度の退職給付債務

651,735千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 651,735千円

退職給付引当金 651,735千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 651,735千円

(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用

62,947千円

2.確定給付制度

(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整 表

同左

期首における退職給付引当金

1.採用している退職給付制度の概要

651,735千円

退職給付費用 91,886千円

退職給付の支払額 ____33,200千円

期末における退職給付引当金

710,422千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計 上された前払年金費用及び退職給付引当金の調 整表

積立型制度の退職給付債務

年金資産 -

非積立型制度の退職給付債務

710,422千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 710,422千円

退職給付引当金 710,422千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 710,422千円

(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用

91,886千円

(税効果会計関係)

(1888)(24118)(8.)	
第23期	第24期
自 平成25年 4月 1日	自 平成26年 1月 1日
至 平成25年12月31日	至 平成26年12月31日

			:
1. 繰延税金資産発生の主な原因別の	勺訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別	为訳
繰延税金資産		繰延税金資産	
	千円		千円
未払費用否認	644,726	未払費用否認	748,241
未確定債権債務に係る		未確定債権債務に係る	
為替差損益	30,001	為替差損益	36,128
退職給付引当金損金		退職給付引当金損金	
算入限度超過額	247,724	算入限度超過額	253,194
役員退職慰労引当金否認	7,050	役員退職慰労引当金否認	8,685
資産除去債務	23,551	資産除去債務	24,582
その他	6,800	その他	29,650
税務上の繰越欠損金	36,990		
		繰延税金資産小計	1,100,483
繰延税金資産小計	996,846	評価性引当額	371,969
評価性引当額	996,846		
		繰延税金資産合計	728,513
繰延税金資産合計			
		繰延税金資産の純額	728,513
繰延税金資産の純額			
2. 法定実効税率と税効果会計適用後	きの法人税等の	2. 法定実効税率と税効果会計適用行	後の法人税等の
負担率との間に重要な差異があると	きの、当該差	負担率との間に重要な差異があると	きの、当該差異
異の原因となった主要な項目別内訳		の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	38.0%	 法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	00107
評価性引当額	25.7%	役員賞与等永久に損金	
その他	1.3%	算入されない項目	16.8%
		評価性引当額	110.8%
税効果会計適用後の		税率変更による期末繰延	
法人税等の負担率	11.0%	税金資産の減額修正	8.9%
		その他	5.0%
		 税効果会計適用後の	
		法人税等の負担率	52.1%
I.		I .	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の 金額の修正

該当事項はありません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額は48百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

- 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - (1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期 間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間(建物附属設備の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(1.4%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第23期			第24期
	自 平成25年 4月 1日		自	平成26年 1月 1日
	至	平成25年12月31日	至	平成26年12月31日
期首残高		84,355千円		85,239千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		- 千円		- 千円
その他増減額(は減少)		884千円		1,193千円
期末残高		85,239千円		86,432千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第23期(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,930,189	1,725,772	1,279,891	658,201	5,594,055

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
4,678,685	915,370	5,594,055

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、 記載はありません。

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,340,959	2,922,323	1,498,482	859,143	7,620,909

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
日本その他		合計
6.033.633	1.587.275	7.620.909

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、 記載はありません。

- < 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 > 該当事項はありません。
- < 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 > 該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 > 該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第23期 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(一) 示元	女化										
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科	目	期末残高
								千円			千円
親会社	シュロー	オランダ、	537.5千	持株会	被所有	資金の借入	利息の支払	6,337	-		-
	ダー・イン	アムステルダ	ユーロ	社	直接100%		(注1)				
	ターナショ	ム市									
	ナル・ファ										
	イナンス・										
	ビー・										
	ヴィー										
							借入金の返済	2,000,000			
							(注1)				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、平成25年8月12日に借入金を一括返済しております。

(2) 兄弟会社等

(2))6:	12 II ()									
					議決権の					
種類	会社等の	所在地	資本金	事業の	所有	関連当事者	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
作主大只	名称	7/111/6	貝쑤亚	内容	(被所有)	との関係		松门亚识	111 🛱	州水ルル
					割合					
								千円		千円
親会社の	シュロー	イギリス、	70百万	投資運	-	運用受託契	運用受託報酬	41,315	未収運用	9,212
子会社	ダー・イン	ロンドン市	ポンド	用業		約の再委任	の受取 (注3)		受託報酬	
(注1)	ベストメン					等				
	ト・マネー						 サービス提供	486,539	未収入金	268,794
	ジメント・						 業務報酬の受			
	リミテッド						取 (注4)			
							` ′			
							 情報提供業務	145,395		
							報酬の受取	,,,,,,		
							(注5)			
							(,			
							 役務提供業務	201,936		
							の対価の受取	,,,,,		
							(注5)			
							(,_=,			
							 運用再委託報	313,100	未払金	80,759
							酬の支払	,	(その他	,]
							(注3)		未払金)	
1	I	I		I	I	I	1 (,±°,		, ,	I

親会社の シュロー アメリカ 41.5 投資運 (高経費)の 支払(注5)	;(内国 「	出書	有価証券届 	1	l I	1		I	I	I	I	I
子会社				163,450	(諸経費)の							
業務報酬の受取(注4) 役務提供業務	1,009				の受取	約の再委任	-		百万 シンガ ポールド	ル、OCBC	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	子会社
の対価の 受取(注5) 運用再委託報 16,985 未払金 酬の支払 (注3) -般管理費 (諸経費)の 支払 (注5) 316,134 (諸経費)の 支払 (注5) セービス提供 124,925 未収入金	87,993	8	未収入金	117,096	業務報酬の受							
酬の支払 (注3) (その他 未払金) 一般管理費 (諸経費)の 支払 (注5) え払 (注5) (まる)				60,830	の対価の							
親会社の シュロー アメリカ 41.5 投資運 - 運用受託契 サービス提供 124,925 未収入金	80,897	8	(その他		酬の支払							
				316,134	(諸経費)の							
(注2) ベストメン デラウェア USドル	60,776	6	未収入金	124,925	業務報酬の受	約の再委任	-		百万	合衆国、	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ ノースアメ リカ・イン	子会社
役務提供業務 の対価の 受取 (注5)				46,416	の対価の							
運用再委託報 3,798 未払金 酬の支払 (その他 未払金)	401		(その他		酬の支払							

								. 1	与做証券届	出書(内国	投
兄弟会社	シュロー	ルクセンブ	12.65	資産管	-	運用受託契	運用受託報酬	603,256	未収運用	96,014	
	ダー・イン	ルク	百万	理業		約の再委任	の受取		受託報酬		
	ベストメン		ユーロ			等	(注3)				
	ト・マネー										
	ジメント										
	(ルクセン										
	ブルク)・										
	エス・エー										
							サービス提供	501,640	未収入金	258,795	
							業務報酬の受				
							取 (注4)				
							役務提供業務	184,023			
							の対価の				
							受取 (注5)				
							運用再委託報	317,491			
							酬の支払				
							(注3)				
							(,,				
1	1			1	I	I			I	1	

- (注1)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドおよびシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの議決権の100%を保有しております。
- (注3)各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率 により決定しております。
- (注4)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の 比率により決定しております。
- (注5)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出 を勘案して合理的な金額により行っております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第24期 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								千円		千円

i	I	ı	ı	1	ı	ı				出書(内国哲
親会社の	シュロー	イギリス、	70百万	投資運	-	運用受託契	運用受託報酬	70,326	未収運用	6,110
子会社	ダー・イン	ロンドン市	ポンド	用業		約の再委任	の受取		受託報酬	
(注1)	ベストメン					等	(注3)			
	ト・マネー									
	ジメント・									
	リミテッド									
							»			
							サービス提供	433,121	未収入金	86,042
							業務報酬の受			
							取 (注4)			
							情報提供業務	186,681		
							報酬の受取			
							(注5)			
							役務提供業務	266,360		
							の対価の			
							受取 (注5)			
							運用再委託報	437,538	未払金(そ	86,471
							酬の支払		の他未払	
							(注3)		金)	
							一般管理費	241,541	前受金	1,693
							(諸経費)			
			1							
							の支払			
							の支払 (注5)			
							の支払 (注5)			
親会社の	シュロー	シンガポー	50.77	投資運	-	運用受託契	(注5)	11.211	未収運用	966
	シュローダー・イン	シンガポー ル OCBC	50.77	投資運用業	-		(注5) 運用受託報酬	11,211	未収運用受託報酬	966
子会社	ダー・イン	ル、OCBC	百万	投資運用業	-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取	11,211	未収運用 受託報酬	966
	ダー・イン ベストメン		百万 シンガ		-		(注5) 運用受託報酬	11,211		966
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取	11,211		966
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・	ル、OCBC	百万 シンガ		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取	11,211		966
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3)		受託報酬	
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供			966 21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3)		受託報酬	
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供		受託報酬	
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務報酬の受 取(注4)	154,191	受託報酬未収入金	
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務報酬の受 取(注4) 役務提供業務		受託報酬未収入金	
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務報酬の受 取(注4) 役務提供業務 の対価の	154,191	受託報酬未収入金	
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務報酬の受 取(注4) 役務提供業務	154,191	受託報酬未収入金	
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務取(注4) 役務提供業務 の対価の 受取(注5)	154,191 79,329	受託報酬	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務報酬の受 取(注4) 役務提供業務 の対価の	154,191 79,329	受託報酬 未収入金 未払金(そ	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務取(注4) 役務提供業務 の対価の 受取(注5)	154,191 79,329	受託報酬	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受到 (注3) サー務取(注4) サー務取(注4) 役務提供の受 の取(注5) 運用再委託	154,191 79,329	受託報酬 未収入金 未払金(そ	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務取(注4) 役務提供の受取(注5) 運用用の支払	154,191 79,329	受託報酬 未収入金 未払金(そ の他未払	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬 の受取 (注3) サービス提供 業務取(注4) 役務提供の受取(注5) 運用用の支払	154,191 79,329	受託報酬 未収入金 未払金(そ払 金・金)	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用受託報酬の(注3) サー務取(注4) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154,191 79,329 15,988	受託報酬 未収入金 未払金(そ払 金・金)	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用の(注3) サー務取(発力取) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154,191 79,329 15,988	受託報酬 未収入金 未払金(そ払 金)	21,375
子会社	ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー ル)・リミ	ル、OCBC	百万 シンガ ポールド		-	約の再委任	(注5) 運用の(注3) サ発取の(注3) サ務取の(注3) サ務取の(注3) サのののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	154,191 79,329 15,988	受託報酬 未収入金 未払金(そ払 金)	21,375

-	_			\(\frac{1}{2} = \frac{1}{2} =						
兄弟会社	シュロー	ルクセンブ	12.867百		-		運用受託報酬	1,153,588		84,438
	ダー・イン	ルク	万ユーロ	理業		約の再委任	の受取		受託報酬	
	ベストメン					等	(注3)			
	ト・マネー									
	ジメント									
	(ルクセン						サービス提供	621,981	未収入金	67,661
	ブルク)・						業務報酬の受			
	エス・エー						取 (注4)			
							 役務提供業務	240,596		
							の対価の			
							受取 (注5)			
							運用再委託報	389,134	未払金(そ	28,307
							酬の支払		の他未払	
							(注3)		金)	
							(,,		_,	
	1	1	1	1	1	1	I	I	1	

- (注1)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注2)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3)各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率 により決定しております。
- (注4)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の 比率により決定しております。
- (注5)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出 を勘案して合理的な金額により行っております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第23期	第24期
自 平成25年 4月 1日	自 平成26年 1月 1日
至 平成25年12月31日	至 平成26年12月31日

1株当たり純資産額	225,347円43銭	1株当たり純資産額	309,470円77銭
1株当たり当期純利益	79,965円93銭	1株当たり当期純利益	84,041円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり ついては、潜在株式が存在しなりません。		なお、潜在株式調整後1株当またのでは、潜在株式が存在おりません。	
 1株当たり当期純利益の算定上の)基礎	│ │1株当たり当期純利益の算定亅	□の基礎
損益計算書上の当期純利益	783,666千円	損益計算書上の当期純利益	823,609千円
普通株式に係る当期純利益	783,666千円	普通株式に係る当期純利益	823,609千円
普通株式に帰属しない金額の主	E要な内訳	普通株式に帰属しない金額の	D主要な内訳
該当事	項はありません。	該当事	事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

第25期 中間会計期間末 平成27年6月30日

	平成27年6月30日
資 産 の 部	
流動資産	
預金	3,849,480
前払費用	52,508
未収入金	385,030
未収委託者報酬	682,480
未収運用受託報酬	722,552
繰延税金資産	363,116
その他の流動資産	36_
流動資産合計	6,055,205
固定資産	
有 形 固 定 資 産	
建物附属設備(純額)	*1 33,398
器具備品(純額)	*1 75,058
有形固定資産合計	108,457
無 形 固 定 資 産	58,013
投資その他の資産	
投資有価証券	12,936
長期差入保証金	234,794
その他投資	950
貸倒引当金	950
繰延税金資産	308,994
投資その他の資産合計	556,725
固 定 資 産 合 計	723,196
資 産 合 計	6,778,401

(単位:千円)

第25期 中間会計期間末 平成27年6月30日

負債の部	
流動負債	
預り金	43,354
前受金	517
未払金	1,099,713
未払費用	72,716
未払法人税等	266,451
未払消費税等	*2 48,196
未払配当金	1,960,000
賞与引当金	402,842
役員賞与引当金	114,149
流 動 負 債 合 計	4,007,943
固定負債	
長期未払金	148,352
長期未払費用	34,832
退職給付引当金	758,908
役員退職慰労引当金	27,466
資産除去債務	87,037
固 定 負 債 合 計	1,056,598
負 債 合 計	5,064,541
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	723,043
利益剰余金合計	723,043
株主資本合計	1,713,043
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	816
評価・換算差額等合計	816
純 資 産 合 計	1,713,860
負 債 純 資 産 合 計	6,778,401

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

第25期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日

エンナナロエリ		4 0 4 = 400
委託者報酬		1,245,406
運用受託報酬		2,014,844
その他営業収益		1,378,278
営業収益計		4,638,530
営業費用及び一般管理費	*3	3,672,530
営業利益		966,000
営業外収益	*1	6,309
営業外費用	*2	12,568
経 常 利 益		959,741
特 別 損 失		0
税引前中間純利益		959,741
法人税、住民税及び事業税		258,546
法人税等調整額		56,403
法人税等合計		314,949
中間純利益		644,791

(3)中間株主資本等変動計算書

第25期 中間会計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)

(単位:千円)

						(+12 + 113)
	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
		資本剰余金	利益剰余金	#	スの小士/巫江光	
	資本金	資本金	その他利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券	
		資本準備金	繰越利益剰余金		評価差額金	
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813
当中間期変動額						
剰余金の配当			1,960,000	1,960,000		1,960,000
中間純利益			644,791	644,791		644,791
株主資本以外の項目の					3,745	3,745
当中間期変動額 (純額)					3,743	3,743
当中間期変動額合計	-	-	1,315,208	1,315,208	3,745	1,318,953
当中間期末残高	490,000	500,000	723,043	1,713,043	816	1,713,860

重要な会計方針

<u> </u>	
	第25期 中間会計期間
項目	自 平成27年1月 1日
	至 平成27年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理 し、売却原価は、移動平均法により算定)に よっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、 支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を 計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支 給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計 上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に 基づく当中間会計期間末要支給額を計上してお ります。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

	第25期 中間会計期間
項目	自 平成27年1月 1日
	至 平成27年6月30日
1. 中間貸借対照表	前中間会計期間において、「流動負債」の「未
	払費用」に含めていた「役員賞与引当金」
	(89,543千円)は、重要性が増したため、総合的
	に勘案し、当中間会計期間より独立掲記しまし
	た。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

_ `			
項目	第25期中間会計期間末		
	平成27年6月30日現在		
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 134,550千円 345,712千円		
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 未払消費税等として表示しております。		

(中間損益計算書関係)

	第25期 中間会計期間
項目	自 平成27年1月 1日
	至 平成27年6月30日

*1.	営業外収益の主要項目	受取利息	621千円
		受取配当金	406千円
		有価証券売却益	3,543千円
		雑益	1,738千円
*2.	営業外費用の主要項目	為替差損 雑損失	11,498千円 1,069千円
*3.	減価償却実施額	有形固定資産	22,163千円
		無形固定資産	8,702千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

・・ 元川川川北の川里県人口地鉄に戻りる事項							
	第25期事業年度	第25期中間会計	第25期中間会計	第25期中間会計			
	期首株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期間末株式数			
発行済株式							
普通株式	9,800株	-	-	9,800株			
合計	9,800株	-	-	9,800株			

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの。

	. •					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月4日	普通株式	1,960,000	利益剰余金	200,000	平成27年 6月30日	平成27年 7月1日

(リース取引関係)

(> > () > () ()				
第25期中間会計期間				
自 平成27年1月 1日				
至	平成27年6月30日			
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料				
1年内 7,963千円				
1年超	5,972千円			
合計	13,935千円			

(金融商品関係)

第25期中間会計期間末(平成27年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,849,480千円	3,849,480千円	-
(2) 未収入金	385,030千円	385,030千円	-
(3) 未収委託者報酬	682,480千円	682,480千円	-
(4) 未収運用受託報酬	722,552千円	722,552千円	-
資産計	5,639,543千円	5,639,543千円	-
(1) 未払金	1,099,713千円	1,099,713千円	-
(2) 未払配当金	1,960,000千円	1,960,000千円	-
負債計	3,059,713千円	3,059,713千円	-

(注)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払配当金

未払配当金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

第25期中間会計期間末(平成27年6月30日現在)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの 証券投資信託受益証券	9,031千円	8,060千円	971千円
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,905千円	4,060千円	154千円
合計	12,936千円	12,120千円	816千円

(資産除去債務関係)

第25期中間会計期間末(平成27年6月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高86,432千円有形固定資産の取得に伴う増加額- 千円その他増減額(は減少)605千円当中間会計期間末残高87,037千円

(セグメント情報等)

< セグメント情報 >

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第25期中間会計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,245,406	2,014,844	938,729	439,549	4,638,530

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

		(単位:十円)
本	その他	合計
3,606,556	1,031,974	4,638,530

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える ため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第25期中間会計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日) 該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 > 第25期中間会計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日) 該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 > 第25期中間会計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第25期 中間会計期間 自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日

1株当たり純資産額

174.883円69銭

1株当たり中間純利益

65,795円09銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益

644,791千円

普通株式に係る中間純利益

644,791千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数

9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関 係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)に おいて同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当 該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をい います。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額 : 10,000百万円(平成27年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ

てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容		
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を		
株式会社SBI証券	47,937百万円			
野村證券株式会社	10,000百万円			
八十二証券株式会社	800百万円			
フィデリティ証券株式会社	6,707百万円 (平成27年3月18日現在)	営んでいます。		
マネックス証券株式会社	12,200百万円			
楽天証券株式会社	7,495百万円			
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。		

* 募集の取扱いを行ないません。

(3)投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成26年12月末現在)	事業の内容
シュローダー・インベストメント・マ ネージメント・ノースアメリカ・イン ク	41.5百万米ドル	資産運用に関する業務を営 んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

(2)販売会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行ない ます。

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

直接的な資本関係はありません。(平成26年12月末現在)

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見 書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

グループ会社全体の運用総額

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記

- (4)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記 載することがあります。
- (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」 「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の 内容の記載とすることがあります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (7)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

(9)交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 当初元本額についての記載。

基準価額が日本経済新聞に掲載される旨。

所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月16日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 太 田 英 男 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」 に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31 日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針 及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月24日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた監査法人

指定社員

公認会計士 佐々木 貴司

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士 太田 英男

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)の平成26年11月18日から平成27年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)ファンド(1年決算型)の平成27年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(E12586) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成27年9月9日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役会御中

PWCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木貴 司業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 太 田 英 男 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第25期事業年度の中間会計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。